

業務名：岩美町老人福祉センター解体工事地盤変動影響事前調査業務

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、岩美町老人福祉センター解体工事に係る地盤変動影響について、当該路線沿線の家屋等の事前調査を行うものである。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、「測量業務共通仕様書(最終改定:平成28年4月1日)」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書(最終改定:平成31年4月1日)」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書(最終改定:平成27年8月20日)」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		用地業務 ・地盤変動影響調査(事前調査) 建物調査 木造建物 A 130㎡～200㎡ 3棟 木造建物 A 200㎡～300㎡ 3棟 木造特殊建物 70㎡～130㎡ 1棟
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 ・手続き状況無し なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加				地元関係者との交渉等		・地元関係者との交渉等に必要となる資料(本業務に係る調査案内等)を作成すること。 ・個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物として以下を提出すること。 ・報告書(紙媒体) 2部 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部
追加				業務カルテ登録方法		受託者は、財団法人日本建設情報総合センターへ、フロッピーディスクの郵送又はインターネットを通じてオンラインで登録することができる。
追加				関連業務		
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				見積等		
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。

追加				新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策		新型コロナウイルス感染症について https://www.pref.tottori.lg.jp/117319.htm に記載された最新の「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」に従って、感染拡大防止対策を実施すると共に感染等が確認された場合は適切に対応すること。 また、対策ガイドライン、特記仕様書 Q&A、その他新型コロナウイルス感染症に係る通知等も参照し、業務にあたって感染拡大防止対策を徹底すること。
追加				その他		

【用地調査業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
				業務内容(主たる 補償業務の区分)	3	物件等調査業務
			5	主任担当者	3	・保有資格 補償業務管理士又は補償業務管理者(該当部門)
			6	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。 なお、照査に当たっては、調査・測量・設計業務共通仕様書 中の「測量チェックマニュアル(案)」及び、調査職員の指示によ ること。
					2	補償業務管理士又は補償業務管理者(いずれの部門でも 可)
				地盤変動影響調 査		地盤変動影響事前調査で行う亀裂、ちり切れ等の調査のう ち、その長さが事後調査で変化しないと明らかに予測される場 合においても、必ず計測すること。(損傷の状況に「全長」、「全 周」は使用しない。)
				打合せ協議		本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において 行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には主任担当者は立ち 会うこと。
追加				その他		